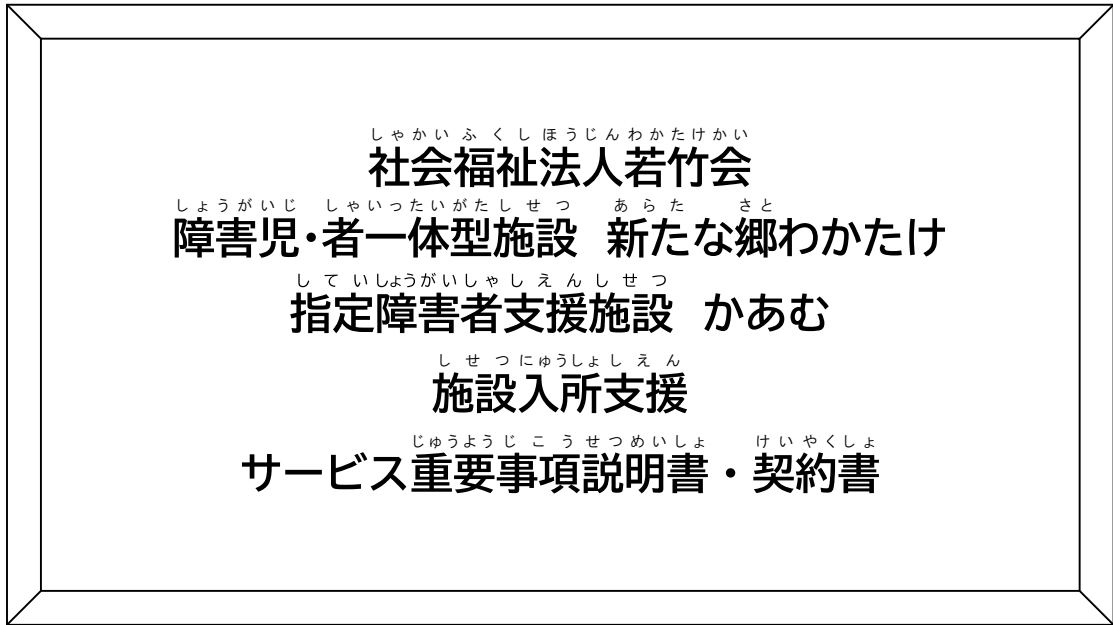




ほんじゅうようじ こうせつめいしよ どうじぎょうしよ けいやく ていけつ りようしんせい きぼう
本重要事項説明書は、当事業所とサービス契約の締結(または利用申請)を希望され
かた たい こうせい ろうどう しょうれい もと どうじぎょうしよ がいよう ていきょう ないよう
る方に対して厚生労働省令に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、
けいやく しんせい じょう ちゅうい せつめい
契約(または申請)上、ご注意いただきたいことを説明するものです。

しゃかい ふくし ほうじん わかたけかい
社会福祉法人若竹会

かあむ 施設入所支援サービス重要事項説明書

様(以下「利用者」といいます。)に対する施設入所支援サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて、社会福祉法人若竹会 障がい者支援施設かあむ(以下「事業所」といいます。)が利用者に説明すべき内容は次のとおりです。

1. サービスを提供する事業所

めいしょう 名称	しゃかいふくし ほうじんわかたけかい 社会福祉法人若竹会
しょざい ち 所在地	いわてけん みやこし わ みまち ばん ごう 岩手県宮古市和見町8番33号
だいひょうしゃ 代表者	り じ ちょう おいかわ ゆたか 理事長 及川 穰
でん わ ばんごう 電話番号	TEL(0193)65-9200 FAX(0193)62-9800

2. 利用施設

じぎょうしょ しゅるい 事業所の種類	していし せつにゆうしょ し えん 指定施設入所支援
じぎょうしょ めいしょう 事業所の名称	しょう しゃ し えん し せつ 障がい者支援施設 かあむ
しゅ たいしょうしゃ 主たる対象者	ち てきしょう しゃ せいしんしょう しゃ しんたいしょう しゃ 知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者
し せつ しょざい ち 施設の所在地	いわて けんみやこ し さきくわ がさきだい ちわり ばん ち 岩手県宮古市崎鍬ヶ崎第4地割1番地42
れんらくさき 連絡先	TEL (0193)77-5100(代表) FAX (0193)77-5123
かん り しゃ し せつ ちょう 管理者(施設長)	た か や し かい だい す け 高屋敷大助
かん り せきにんしゃ サービス管理責任者	さいとうまさひろ 斉藤昌弘
つうじょう 通常のサービス じつし ちいき 実施地域	みやこし やまだまち いわいずみちょう た の はたむらおよ た ちいき 宮古市、山田町、岩 泉 町、田野畑村及びその他の地域 つうじょう じつし ちいき いがい りようきぼうしゃ たい じつし 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する ばあい 場合もあります。
ていいん 定員	めい 40名
じ ぎょうしょ かいせつねんげつ 事業所の開設年月	れい わ ねん がつ にち 令和 4 年 4 月 1 日

3. サービスの目的・運営方針

もくてき 目的	社会福祉法人若竹会が開設する障がい者支援施設「かあむ」は、入所利用者に対し、夜間等における入浴、排泄又は食事の介護、生活等に関する相談、助言、その他の日常生活上必要な支援を行います。
うんえいほうしん 運営方針	① 利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、利用者の能力や特性、環境等に即した適切な介護や支援に努めます。 ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービスを提供するように努めます。 ③ 地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障がい者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ④ 提供する福祉サービスの点検と評価を定期的、継続的に実施するなど必要な措置を講じ、更なる福祉サービスの質の向上を目指すよう努めます。 ⑤ 関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且きめ細やかなサービス提供を行います。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 居室の概要

こう ぞう 構 造	てっきん ぞう いち ぶ かいだて 鉄筋コンクリート造(一部3階建)	
きょしつ しゅるい 居室の種類	かず 数	び こう 備考
ふたり ベ や 2人部屋	しつ 20室	し せ つにゆうしよ 施設入所
ひとり ベ や 1人部屋	しつ 4室	た ん きにゆうしよ 短期入所

■居室は、利用者の希望や人間関係などを考慮して決めますが、心身の状況や居室の空き状況によっては希望に添えない場合があります。

(2) 居室以外の施設設備の概要

施設設備の種類	室数	備考
食堂	1室	自動販売機 2階
活動コーナー	1ヶ所	2階 ※作業室
相談室	1室	1階
浴室	1室	特別浴室有 2階
洗濯室	1室	洗濯乾燥機完備 1階
機能訓練室	1室	1階
医務室兼静養室	1室	2階
洗面所	2ヶ所	2階
トイレ	2ヶ所	2階

■当事業所では居室以外に上記の施設・設備をご利用いただくことができます。これらは厚生労働省が定める基準により、施設入所支援のサービス提供に設置が義務づけられている施設・設備です。これらの利用については、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

(3) 居室の変更

利用者から居室の変更希望の申し入れがあった場合は、居室の空き状況等により事業者がその可否を決定いたします。又、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者や家族等と協議の上決定するものとします。

5. サービス提供職員の配置状況

職種	保有資格・免許	常勤	非常勤	嘱託	業務内容
管理者(所長)	社会福祉士	1名			施設の運営管理
医師	医師			2名	診療・健康指導
看護師	看護師・准看護師	1名以上			看護・保健衛生
サービス管理責任者	サービス管理責任者 研修修了	1名			サービス提供 記録の管理等

しよくしゅ 職 種	ほ ゆう し かく めんきよ 保有資格・免許	じょうきん 常 勤	ひじょうきん 非常勤	しよくたく 嘱 託	ぎょう む ないよう 業 務内容
せいかつ し えんいん 生活支援員	しゃかいふく し し 社会福祉士 かい ご ふく し し など 介護福祉士等	めいいじょう 6名以上	めい 1名 いじょう 以上		り ようしゃ し えんぜんばん 利用者支援全般
かんりえいようし 管理栄養士	えいよう し 栄養士 かんりえいようし 管理栄養士	めい 1名			きゅうしよく えいようかん り 給 食・栄養管理
ちょう り いん 調 理員	ちょう り し 調 理師				ぎょうむいたく 業務委託
じ む いん 事務員		めいいじょう 1名以上			けいり せいきゅう じ む 経 理・請 求 事務

■当事業所では厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害者福祉サービスを提供する職員として上記の職種の職員を配置しています。この職員配置は、指定基準を厳守しています。

(2)専門的な支援等に係る従業者の配置状況

しよくしゅ 職 種	ないよう 内容
ちよくせつ ていきょう かか 直接サービス提供に関わる 職員（生活支援員等）	していきじゅんじょうもと しよくいん はいち うわまわ しよくいんたいせい 指定基準上求められる職員の配置を上回る、職員体制 により質の高いサービス提供に努めております。
ていきょう かか しよくいん サービス提供に関わる職員 (管理栄養士/栄養士)	① 当事業所では、利用者の日常生活状況や趣向等を うかがい、栄養士による栄養管理等を実施し安心、 安全な食事提供に努めております。 ② 療養食の提供においては、利用者の状況にあわ せ、医師等の指示に基づき「療養食(糖尿病食や 腎臓病食等)」の提供を行うことができます。

しよくいん きんむたいせい
(3) 職員の勤務体制

しよくしゅ 職種	きんむじかん 勤務時間
かんりしゃ しょうちよう 管理者(所長)	じょうきん 常勤 (8:00 ~ 17:00) ※変則勤務有り
かんりせきにんしゃ サービス管理責任者 せいかつしえんいん 生活支援員	はやばん 早番 (7:00 ~ 16:00)
	にっきん 日勤 ① (9:00 ~ 18:00) ② (8:00 ~ 17:00)
	おそばん 遅番 (10:00 ~ 19:00)
	やきん 夜勤 (16:00 ~ 翌日9:30 まで)
かんごし 看護師	じょうきん 常勤 ① (8:00 ~ 17:00) ② (8:30 ~ 17:30) きんきゅうじ やかん きゅうじつたいおう ※緊急時には、夜間・休日対応します。
いし 医師	つき かいしどう き 月2回指導に来ます。
ちょうりいん 調理員	いたくさき しゅうぎょうじ かん 委託先の就業時間
じむいんとう 事務員等	じょうきん 常勤 (8:00 ~ 17:00)

えいぎょうび えいぎょうじかん
(4) 営業日と営業時間

えいぎょうび 営業日	通 年
---------------	-----

ていきょう ないよう
6. サービス提供の内容

すべてのサービスは「個別支援計画」に基づいて行なわれます。この「個別支援計画書」は、利用者りようしゃの自立生活を支援し、さまざまな課題かだいの解決を目的として本事業所ほんじぎょうしょのサービス管理責任者かんりせきにんしゃが作成し、利用者りようしゃの同意を得て支援いたします。なお「個別支援計画」の写しは利用者りようしゃに交付致します。

かい ご きゅう ふ ひ くんれんとうきゅう ふ たいしょう し せ つ にゆうしよし え ん
(1)介護 給 付費または訓練等 給 付対象サービス(施設入所支援)

サービスの種類	サービスの内容
そうだんおよ えんじょ 相談及び援助	とうじぎょうしよ りようしゃおよ かぞく きぼう せいかつ りようしゃ しんしん 当事業所は、利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身 じょうきょうなど はあく そうだん せい い も おう の状況等を把握し、いかなる相談についても誠意を持って応じ、 てきせつ そうだん じよげん えんじょなど おこな 適切な相談、助言、援助等を行います。
かいご 介護	りようしゃ じょうきょう おう てきせつ ぎじゆつ にちじょうせいかつぜんばん 利用者の状況に応じて適切な技術をもって日常生活全般にわた えんじょ おこな る援助を行います。 ア 食事: しよくじ りようしゃ しんたいじょうきょう のうりよく けんこうじょうたいとう おう てき せつ きつしよく しえん 利用者の身体状況や能力、健康状態等に応じて適 切に喫食ができるよう支援します。 イ 排泄: はいせつ りようしゃ じょうきょう おう てきせつ はいせつかいじょ おこな はいせつ じりつ む てきせつ しえん おこな 利用者の状況に応じ適切な排泄介助を行うとともに、 排泄の自立に向けた適切な支援を行います。 ウ 入浴: にゆうよく りようしゃ せいけつ しゅう か いじょう にゆうよく おこな けんこうじょうたい にゆうよく み あ ばあい せいしき おこな 利用者の清潔のため週2日以上の入浴を行います。 健康状態により入浴を見合わせる場合は、清拭を行います。 エ 更衣: こうい ひとり かた せいかつしえんいん てつだ ひとり ちゃくだつ れんしゅう おこな 一人でできない方には生活支援員がお手伝いします。 また、一人でできるよう着脱の練習を行います。 オ 整容: せいよう はみが しよくご れいこう せいかつしえんいん かいじょ つめき みみあか と ずいじおこな ひとり かた 歯磨きは食後に励行し、生活支援員が介助します。 爪切り・耳垢取りは随時行います。一人でできない方に ついては生活支援員が介助します。 カ 移動: いどう ほこう いどう ししゅう かた ほ そうぐなど せつめい いどう かいじょなど おこな 歩行や移動に支障がある方には、補装具等の説明や 移動の介助等を行います。 キ 睡眠: すいみん かいてき すいみん しえん 快適に睡眠ができるよう支援します。
けんこうか んり 健康管理	にちじょうせいかつじょうひつよう けんおん とうやく た ひつよう 日常生活上必要なバイタルチェック、検温や投薬その他必要な か んり きろく おこな いりようきか ん れんらくちょうせいおよ きょうりよく 管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力 いりようきか ん つう けんこう ほ じ てきせつ しえん おこな 医療機関を通じ健康保持のため適切な支援を行います。
ふくやくか んり 服薬管理	か んごし か んり いりようきか ん し じ もと てきせつ ふくやく おこな しえん 看護師の管理のもと、医療機関の指示に基づいて、適切な服薬が 行えるよう支援します。
つういん ちりょう 通院・治療	いりようきか ん れんけい しやうじょう おう ちりょうつういん おこな 医療機関と連携をとりながら症状に応じた治療通院を行います。 りようしゃ かぞく ようぼう いりようきか ん つういん おこないます 利用者、家族の要望があれば医療機関への通院を行います。が、 きほんてき しな い いりようきか ん 基本的に市内の医療機関となります。

サービスの種類	サービスの内容
余暇活動	余暇活動に役立ててもらうために、地域行事等の情報を提供します。また、各種イベントへの参加、計画をします。
社会活動	利用者の意思を尊重し、活動が自由に行われるよう、より多くの情報を提供し、主体的に活動できるように支援します。
土日等の日中活動	土日等の日中活動サービスが提供されない日においても、適切なサービスを提供します。

(2)介護給付費又は訓練等給付費対象外のサービス

種類	内容	金額
食事提供サービス	栄養士の立てる献立表により、体の状態に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 契約時の嗜好調査により、食べられない物について代替食を用意致しますが、食品によって実費をいただく場合もあります。 朝食 (7:30~8:30) 昼食 (12:00~13:00) 夕食 (17:30~18:30)	日額 1,575円
光熱水費	施設入所において、日常かかる電気、ガス、水道代等	日額 325円
日用品費	シャンプー・ボディソープ、トイレトペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、洗濯用洗剤、ハンドソープ、ペーパータオル等	実費
教養娯楽費		実費
理美容費		実費
特別な食事	一食につき	30円
社会生活上便宜	日常生活に必要な行政機関等への手続きについて、利用者または家族等が行うことが困難な場合、代行して手続き等を行います。	

しゅるい 種類	ないよう 内容	きんがく 金額
その他支援 た しえん	理髪店の幹旋及び園内での散髪を支援します。 希望により、日用生活用品の購入、代行等を支援します。施設が負担する以外の検診・検査等について、利用者の心身の状況に応じて受診できるよう支援します。	じっぴ 実費
あずか きんかん り 預り金管理	施設における必要最小限のサービスを提供するために、通帳及び金銭管理させていただきます。施設の指定する金融機関に利用者の個人口座を開設し、金融機関 届 出印鑑とともにお預かりします。 希望により年金管理サービスも利用頂けます。この場合は、上記のほかに年金証書もお預かりします。 保管管理責任者：事務員 中村 仁 出納責任者：サービス管理責任者	月額 こづかいせん 小遣銭のみ 500円 いっかつか んり 一括管理 (通帳等) 1,000円

(3)その他 利用可能な有料サービス

しゅるい 種類	うちよう 内容	きんがく 金額
るい リネン類リース	ぎょうしゃ 業者からリースできます。 ※洗濯は、原則、個人でお願いします。	べってん りょうきんひょう 別添の料金表 を参照
るい タオル類リース	ぎょうしゃ バスタオル、フェースタオルを業者からリースできます。※個人管理の場合は、洗濯は、外注か個人となります。	べってん りょうきんひょう 別添の料金表 を参照
クリーニング	いるいなど せんたく 衣類等の洗濯をワークプラザみやこへ依頼できます。※洗濯は、原則、個人でお願いします。	べってん りょうきんひょう 別添の料金表 を参照
くるま 車イス	ぎょうしゃ 業者からリースできます。	べってん りょうきんひょう 別添の料金表 を参照

《サービスの概要》

すべてのサービスは「個別支援計画書」に基づいて行われます。当事業所のサービス管理

せきにんしゃ さくせい りようしゃ どうい こべつしえんけいかくしょ うつ りようしゃ
責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお「個別支援計画書」の写しを利用者に
こうふ
交付いたします。

7. サービス利用料金(1日あたり)

(1) 介護給付費または訓練等給付費対象サービス利用料金

かいごきゅうふ ひ くんれんとうきゅうふ ひ たいしょう りようきょうきん
介護給付費または訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金
こうせいろうどうだいじん さだ がく わり かいごきゅうふ ひ くんれんとうきゅうふ ひ きゅうふ たいしょう
(厚生労働大臣の定める額)のうち9割が介護給付費または訓練等給付費の給付対象と
なります。事業者が介護給付費または訓練等給付費等の給付を市町村から直接受け取
る(代理受領する)場合利用者の負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業
者にお支払い頂きます。(定率負担または利用者負担額といいます)尚、定率負担または
利用者負担額の軽減措置が適用される場合はこの限りではありません。障害福祉サービス
じゅきゅうしゃしょう かくにんくだ
受給者証をご確認下さい。

8. サービス利用の取り消し(キャンセル)について

りよう と け
サービス利用を取り消す(キャンセルする)場合は、利用予定日の3日前までに当事業所
もう でくだ なお りようび かまえ もう で ばあい りよう
に申し出下さい。尚、サービス利用日の3日前までに申し出のない場合はキャンセル料を
いただ ばあい
頂く場合があります。

りよう しよくひ じつび そうとうがく しよく キャンセル料(食費の実費相当額)1食あたり	えん 525円
--	------------

9. 利用者負担の減免について

利用者負担に関する月額上限

りようしゃふたん げんめん
○ 1ヵ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」は、所得(世帯の収入状況)に応じ
かひよう くぶん げつがくふたんじょうげんがく せってい りよう りよう
て下表のとおり 4区分の月額負担上限額が設定され、利用されたサービス量にかかわ
いじょう ふたん ひつよう
らず、それ以上の負担は必要ありません。

べつびょう
別表1

くぶん 区分	せたい しゅうにゅうじょうきょう 世帯の収入状況	ふた んじょうげんがく 負担上限額
せいかつ ほ ご 生活保護	せいかつ ほ ご じゅきゅうせたい 生活保護受給世帯	えん 0円
ていしょとく 低所得	しちょうそんみんぜいひ か ぜ い せたい ちゅう 市町村民税非課税世帯(注1)	えん 0円
いっぱん 一般1	しちょうそんみんぜいひ か ぜ い せたい しよとくわり まんえん ちゅう みまん 市町村民税非課税世帯(所得割16万円(注2)未満)	えん 9,300円
いっぱん 一般2	じょうきい が い ちゅう 上記以外(注3)	えん 37,200円

- (注1) 3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯となります。
- (注2) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。
- (注3) 入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム、ケアホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

○ 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

しゅべつ 種別	せたい はんい 世帯の範囲
さいいじょう しょうがいしゃ 18歳以上の障害者	しょうがい かた はいぐうしゃ 障害のある方とその配偶者
しょうがいじ 障害児	ほ ご しゃ ぞく じゅうみんきほんだいちょう せたい 保護者の属する住民基本台帳での世帯

- 月額負担上限のほか、さらに下記のような利用者負担に関する減免があります。
- 上記「食事」「光熱水費」については、別表1に該当する場合、負担額が軽減されます。
 - 「食事」の日額は朝・昼・夕の3食分です。
 - 光熱水費は前年度平均から算出していますので、変更する場合があります。
 - 上記利用料金は利用者の平均障害程度区分や施設規模によって変動するので、料金を変更することがあります。
 - 社会情勢等により著しい物価の変動があった場合は、やむをえず料金を変更することがあります。

(2) 利用者負担の上限管理
利用者負担上減額を超える見込みのある場合、上限管理を行ないます。

(3) その他
利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合、契約終了日から居室が明け渡された日までの次の料金を頂きます。

- 利用者の障害程度に応じたサービス利用料金
- その他に受けたサービスの実費

10. 利用料金の支払方法

毎月、当月分の請求を致しますので翌月末までに、以下の方法でお支払ください。支払後には領収証を発行致します。

《支払方法》

- ①北日本銀行宮古支店に利用者個人の口座を開設し、自動振替いたします。
- ②指定口座振込：下記指定の口座までお振込みください。
- ③現金での支払いは当事業所1階事務所にてお支払いください。

指定口座	： 北日本銀行宮古支店	普通預金	7099588
口座名義	： 社会福祉法人若竹会	理事長	及川 穰

11. 苦情等申立先

どうしせつ そうだんまどぐち 当施設の相談窓口	まどぐちたんどうしゃ 窓口担当者 サービス管理責任者： 斉藤昌弘 ご利用時間： 平日9:00～17:00 電話番号 (0193)77-5100 担当者が不在の場合は、事務室までお申し出下さい。 苦情受付箱を設置しておきますのでご利用ください。
どうしせつ 当施設の 第三者委員	どうしせつ だいさんしゃ い いん ちよくせつ くじょう はな 当施設の第三者委員に直接苦情を話すことができます。 いとうたかし ふじわらじゅんいち とよししのぶ 伊藤隆司、藤原淳一、戸田忍
しちょうそん そうだんまどぐち 市町村の相談窓口	みやこしやくしょ ふくしか 宮古市役所 福祉課 電話：(0193)62-2111
いわてけん そうだんまどぐち 岩手県の相談窓口	いわてけんふくし うんえいてきせい か いんかい 岩手県福祉サービス運営適正化委員会 いわてけんもりおか しさんぽんやなぎ いわてない 岩手県盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内 電話：(019)637-887

12. 虐待防止に関する相談窓口

ぎゃくたいぼうし かん 虐待防止に関する そうだんまどぐち 相談窓口	まどぐちたんとうしゃ 窓口担当者	かん りせきにんしゃ サービス管理責任者
	りようじかん 利用時間	へいじつ 平日9:00～17:00
	た そうだんまどぐち その他相談窓口	しょう しゃ ばん 「障がい者110番」 いわ て けんもりおか し さんぽんやなぎ 岩手県盛岡市三本 柳 8-1-3 いわた ない ふれあいランド岩手内 でんわばんごう 電話番号 へいじつれんらくさき 019-639-6533(平日連絡先) どに ちしゆくじつや かん 090-2277-3456(土日祝日夜間)

13. 協力医療機関

めいしょう 名称	しゃだん いりょうほうじんしん わ かいみや こ やまぐちびょういん 社団医療法人新和会宮古山口病院
じゅうしょ 住所	いわ て けんみや こ し やまぐち ご ちよう め ばん ごう 岩手県宮古市山口五丁目3番20号
でん わ ばんごう 電話番号	(0193)62-3945

15. 利用者の記録及び情報管理、開示について

(1)事業者は、関係法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

■閲覧、複写ができる窓口業務時間は、9時から17時までです。

(2)利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行ないます。ただし、サービス提供を行なう上で他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供致します。

16. 緊急のことが起こった時

施設を利用中に特別なことがあった時は、ご家族などに連絡します。

ご家族	名前
	連絡先

17. 事故発生時の対応方法についてのこと

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

市町村	市町村名	宮古市
	担当部・課名	福祉課 障がい福祉係
	電話番号	0193-62-2111

また、利用者に対する共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
保障の概要	対人事故補償、対物事故補償等

18. 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める「があむ消防計画表」、「緊急時対応マニュアル」により対応致します。
平常時の訓練	別途定める「があむ消防計画表」に則り年に12回、避難訓練を実施します。
その他の訓練	支援員は年に1回、宮古地区広域行政組合消防本部による救命講習を受講し、緊急事態に備えます。
防災設備等	消防法に定める消防設備は完備しております。点検は年に2回専門の業者に依頼し、結果を消防署へ届出します。

しょうぼうけいかくなど 消 防 計 画 等	しょうぼうしょ とどけ で び まいとし 4 がつ 消 防 署 へ の 届 出 日 ： 毎 年 4 月 ぼう か かん り しゃ かん り しゃ しょうよう たかやしきだいすけ 防 火 管 理 者 : 管 理 者 (所 長) 高 屋 敷 大 助
ほ けんか にゅう 保 険 加 入	じ こ ・さいがい そな そんがいばいしょう ほ けん かにゅう 事 故 ・災 害 に 備 え て 損 害 賠 償 保 険 に 加 入 し て い ま す 。 かにゅう ほ けんか いしゃめい そんぼ 加 入 保 険 会 社 名 : あ い お い 損 保 かにゅう ほ けんばいしょう ばいしょうせきにんほ けん 加 入 保 険 賠 償 : 賠 償 責 任 保 険

19. とう し せつ り よう さい りゅう い じ こ う 当 施 設 ご 利 用 の 際 に 留 意 い た だ く 事 項

らいほう めんかい 来 訪 ・ 面 会	めんかい じゅう らいえん さい れんらく 面 会 は 自 由 で す が 、 来 園 さ れ る 際 は ご 連 絡 く だ さ い 。
がいしゅつ がいはく 外 出 ・ 外 泊	けい ひ しょくじ など て つづ ひつよう さいていつしゅうかんまえ たんとう 経 費 や 食 事 等 に 手 続 き が 必 要 で す の で 、 最 低 一 週 間 前 に は 担 当 の しょくいん がいしゅつ がいはくとど きょ か と くだ 職 員 に 外 出 ・ 外 泊 届 け の 許 可 を 取 っ て 下 さ い 。
い りょう き かん じゅ 医 療 機 関 へ の 受 診	かん ご し はんだん しょくたく い きょうりよく い りょう き かん い がい じゅしん 看 護 師 の 判 断 に よ り 、 嘱 託 医 ・ 協 力 医 療 機 関 以 外 へ 受 診 す る こ と が あ り ま す 。 つういん か ぞくどうはんおよ いんそつ いただ ば あい ○ 通 院 ： 家 族 同 伴 及 び 引 率 し て 頂 く 場 合 が あ り ま す 。 にゅういん じ つき そ げんそく か ぞくたいおう ○ 入 院 時 付 添 い ： 原 則 、 家 族 対 応
きょしつ せつび など 居 室 ・ 設 備 等 の 利 用	し せつない せつび き ぐ ただ つか かた くだ はん は 施 設 内 の 設 備 ・ 器 具 は 正 し い 使 い 方 を し て 下 さ い 。 こ れ に 反 し て 破 そんなど しょう ば あい ばいしょう いただ ば あい 損 等 が 生 じ た 場 合 、 賠 償 し て 頂 く 場 合 が あ り ま す 。
きつえん 喫 煙	きつえん し て い ば しょ ねが しゅうしんまえ しょくいん あず 喫 煙 は 指 定 場 所 で お 願 い し ま す 。 ラ イ タ ー は 就 寝 前 に 職 員 に 預 け て 下 さ い 。
いんしゅ 飲 酒	し せつない いんしゅ し えんいん そうだんくだ 施 設 内 で の 飲 酒 に つ い て は 、 支 援 員 へ ご 相 談 下 さ い 。
き ちょうひん かん り 貴 重 品 の 管 理	き ちょうひん かん り か のう かた じ こ せきにん ねが じ こ 貴 重 品 は 管 理 可 能 な 方 に つ い て は 、 自 己 責 任 で お 願 い し ま す 。 自 己 かん り かた し せつ せきにん も かん り いた 管 理 で き な い 方 に つ い て は 、 施 設 で 責 任 を 持 っ て 管 理 致 し ま す の し えんいん そうだんくだ で 、 支 援 員 へ ご 相 談 下 さ い 。
しゅうきょう せい じ 宗 教 ・ 政 治 営 利 ・ 活 動	り ようしゃ し そう しゅうきょう じ ゆう た り ようしゃ たい しゅうきょうかつどう 利 用 者 の 思 想 ・ 宗 教 は 自 由 で す が 、 他 利 用 者 に 対 す る 宗 教 活 動 せい じ かつどう えい り かつどうなど えんりよくだ や 政 治 活 動 ・ 営 利 活 動 等 は ご 遠 慮 下 さ い 。
どうぶつ し いく 動 物 飼 育	し せつない も こ およ し いく えいせいかん り じょうなど 施 設 内 へ の ペ ッ ト の 持 ち 込 み 及 び 飼 育 に つ い て は 、 衛 生 管 理 上 等 もんだい し えんいん そうだんくだ の 問 題 が あ り ま す の で 、 支 援 員 へ ご 相 談 下 さ い 。
ぼうりよく こうしおよ 暴 力 の 行 使 及 び めいわくこうい 迷 惑 行 為 等 の きんし 禁 止	り ようしゃおよ か ぞく た り ようしゃおよ しょくいん たい ぼうりよく こうしおよ 利 用 者 及 び ご 家 族 が 、 他 利 用 者 及 び 職 員 に 対 し て 、 暴 力 の 行 使 及 ぼうげん ていきょう さまた めいわくこうい きんし び 暴 言 な ど 、 サ ー ビ ス 提 供 を 妨 げ る よう な 迷 惑 行 為 は 禁 止 し ま す 。 場 合 に よ っ て 、 利 用 契 約 を 解 除 す る 場 合 が あ り ま す 。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

し ていし せつにゆうしよ し えん ていきようかい し さい ほんしよめん もと じゅうよう じ こう せつめい おこ
指定施設入所支援サービス提供開始に際し、本書面に基づき 重要事項の説明を行ないま
した。

じ ぎょうしよ
事業所

しよざい ち いわ て けんみや こ し さきくわ がさきだい ちわり ばんち
所在地 岩手県宮古市崎鍬ヶ崎第4地割1番地42

めいしやう しょうがいじ しゃいったいがたし せつ あらた さと
名称 障害児・者一体型施設 新たな郷わかたけ
しょうがいしやにゆうしよし せつ
障害者入所施設かあむ

せつめいしや
説明者

いん
印

わたし ほんしよめん もと じ ぎょうしや じゅうよう じ こう せつめい う し ていし せつにゆうしよ し えん
私は、本書面に基ついて事業者から 重要事項の説明を受け指定施設入所支援サービス
ていきようかいし どう い
提供開始に同意しました。

り ようしや
利用者

じゅうしよ
住所

し めい
氏名

いん
印

だい り にん
代理人

じゅうしよ
住所

し めい
氏名

いん
印

つづきがら
続柄

施設入所支援 障がい者支援施設かあむ 利用契約書

さま い か りようしゃ しゃかいふくしほうじんわかたけかい しょう しゃしえん
様(以下「利用者」といいます。)と社会福祉法人若竹会 障がい者支援
しせつ い か じぎょうしょ りようしゃ たい ていきょう していしせつにゅうしよしえんじぎょう
施設かあむ(以下「事業所」といいます。)は、利用者に対し提供 する指定施設入所支援事業
つぎ けいやく
について、次のとおり契約します。

けいやく もくてき (契約の目的)

だい じょう けいやく しょう しゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつなど
第1条 この契約は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等
かんけいほうれい りねん のつと りようしゃ じりつ しゃかいさんか そくしん じぎょうしょ こべつしえん
関係法令の理念に 則り、利用者の自立と社会参加を促進するために、事業所が個別支援
けいかくしよ もと りようしゃ たい ひつよう てきせつ おこな さだ
計画書に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に 行うことを定めます。

けいやくきかん (契約期間)

だい じょう けいやく きかん れいわ ねん がつ にち しょうがいふくし じゅきゅうしゃしょう
第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から障害福祉サービス受給者証に
きさい きかん こうしん ばあい あら きさい きかん
記載された期間とします。更新の場合は新たに記載された期間となります。

こべつしえんけいかくしよ (個別支援計画書)

だい じょう かんりせきにんしゃ りようしゃ お かんきょうおよ にちじょうせいかつぜんばん じょうきょうなど
第3条 サービス管理責任者は利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を
つう りようしゃおよ かぞく きぼう せいかつ かだい あき てきせつ しえんないよう はあく
通じて、利用者及びその家族が希望する生活や課題を明らかにし、適切な支援内容の把握
もと どうたつもくひよう せつてい たんとうしゃかいぎ へ こべつしえんけいかくしよ さくせい
に基づき到達目標を設定し、サービス担当者会議を経て個別支援計画書を作成します。

こべつしえんけいかくしよ ないよう りようしゃ かぞく たい せつめい ぶんしよ どうい もと
2 個別支援計画書の内容について利用者とその家族に対し説明し、文書により同意を求め
ます。

こべつしえんけいかくしよさくせいご しせつにゅうしりようしゃ につちゅう せいかつかいごじぎょうりよう かた かげつ
3 個別支援計画書作成後、施設入所利用者において日中、生活介護事業利用の方は6ヶ月
かいいじょう ていきてき こべつしえんけいかくしよじっしじょうきょう はあく おこな ひつよう おう こべつしえんけいかく
に1回以上、定期的に個別支援計画書実施状況の把握を行い必要に応じて個別支援計画
しよ へんこう おこな へんこう りようしゃ かぞく せつめい ぶんしよ どうい もと
書の変更を行います。変更については利用者とその家族に説明をし、文書により同意を求
めます。

ないよう (サービス内容)

だい じょう じぎょうしょ こべつしえんけいかくしよ もと じゅうようじこうせつめいしよ きさい
第4条 事業所は、個別支援計画書に基づいて、「重要事項説明書」に記載されているサービ
ないよう ていきょう
ス内容を提供します。

ていきょう じぎょうしょ せいかつしえんいんなど じゅうじしゃ あ
2 サービス提供は、事業所の生活支援員等の従事者が当たります。

ていきょう あ りようしゃ しんしん じょうきょう おう じりつ しえん にちじょうせいかつ
3 サービスの提供に当たっては利用者の心身の状況に応じ自立の支援と日常生活の
じゅうじつ し てきせつ ぎじゅつ も おこな
充実資するよう、適切な技術を持って行います。

りようしゃ いし じんかく そんちよう つね りようしゃ たちば た さーびす ていきょう
4 利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスを提供します。

りようりょうきん
(利用料金)

- だい じょう りようしゃ じゅうようじ こうせつめいしょ きさい かいごきゅうふひ くんれんとうきゅうふひたいしょう
第5条 利用者は、「重要事項説明書」に記載されている介護給付費、訓練等給付費対象
いがい ないようりょうきん してい りようしゃふたながく しはら かいごきゅうふひ くんれん
以外のサービス内容料金で所定の利用者負担額を支払います。ただし、介護給付費、訓練
とうきゅうふ じぎょうしょ しちようそん だいいりじゅりよう ばあい りようしゃ ちよくせつしはら
等給付などについては、事業所が市町村から代理受領をした場合は、利用者は直接支払
ひつよう
う必要はありません。
- じぎょうしょ りようしゃ かいごきゅうふひ くんれんとうきゅうふひたいしょうがい ないよう う ばあい りょうきん
2 事業所は、利用者が介護給付費、訓練等給付費対象外サービス内容を受ける場合は料金
せいきゅう
を請求します。
- じぎょうしょ りよう あ りようしゃ たい ないようおよ りょうきん
3 事業所は、サービス利用に当たって、あらかじめ利用者に対しサービスの内容及び料金に
せつめい おこな りようしゃ どうい え
ついて説明を行い、利用者の同意を得ます。

りようりょう しはら ほうほう
(利用料の支払い方法)

- だい じょう りようしゃ ぜん じょう さだ りようりょうきん つき しはら
第6条 利用者は前5条に定める利用料金を月ごとに支払います。
- じぎょうしょ とうげつ りようりょうきんごうけいがく せいきゅうしょ よくげつまつにち そうふ
2 事業所は、当月の利用料金合計額の請求書を翌月末日までに送付します。
- りようしゃ とうげつ りようりょうきん ごうけいきんがく せいきゅうしょ とど ひ かい ない しはら
3 利用者は、当月の利用料金の合計金額を、請求書が届いた日から 20日以内に支払いま
す。
- じぎょうしょ りようしゃ りようりょうきん しはら う とき りようしゃ りようしゅうしょ はっこう
4 事業所は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者に領収書を発行します。
ぎんこうふりこみ ばあい ふりこみしょ りようしゅうしょ ひつよう おう りようしゅうしょ はっこう
ただし、銀行振込の場合は、振込書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行
します。

し せつにゆうしよし えん
(施設入所支援サービス)

- だい じょう じぎょうしょ こべつし えんけいかくしよ やかん はいせつ およ しょくじ かいご せいかつとう
第7条 事業所は、個別支援計画書において、夜間における排泄、及び食事の介護、生活等に
かん そうだん じよげん そ の た にちじょうせいかつじょうひつよう しえん おこな
関する相談、助言、その他の日常生活上必要な支援を行います。
- りようしゃ しんしん じょうきよう いこう てきせい しょうがい とくせい た じじょう ふ おこな
2 利用者の心身の状況や意向、適正、障害の特性、その他の事情を踏まえて行います。
- けんこうかんり つね りようしゃ けんこう じょうきよう ちゅうい けんこう ほ じ
3 健康管理について常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための
てきせつ そ ち こう
適切な措置を講じます
- りようしゃ しょくじていきよう しこう ねんれい しょう とくせい はいりよ えいよう
4 利用者の食事提供において、嗜好、年齢や障がい特性に配慮するとともに、栄養バラン
こうりょ しょくじていきよう おこな
スを考慮した食事提供を行います。

た ていきょうしゃ れんけい
(他のサービス提供者との連携)

- だい じょう じぎょうしょ ちいき かてい むす じゅうし しちようそんなど ほか しょうがいしゃふくし ぞうしん
第8条 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村等の外、障害者福祉の増進を
もくてき じぎょう おこな もの た ほけんいりよう また ふくし ていきょう もの
目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と
れんけい つと
の連携に努めます。

せつめい ぎ む
(説明義務)

だい じょう じ ぎょうしょ けいやく もと ないよう りようしゃ しつもんなど たい てきせつ せつめい
第9条 事業所は、契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。

りよう
(サービス利用のキャンセル)

だい じょう りようしゃ りよう りよう び かまえ もう
第10条 利用者は、サービス利用のキャンセルについて、サービス利用日の3日前までに申
で ばあい りようしゃ じゅうようじ こうせつめいしょ さだ りよう じっぴそうとうがく
し出のない場合、利用者は「重要事項説明書」に定めるキャンセル料として実費相当額を
じ ぎょうしょ しはら
事業所に支払うものとします。

そうだんおよ えんじょ
(相談及び援助)

だい じょう じ ぎょうしょ りようしゃおよ かぞく きぼう せいかつ りようしゃ しんしん じょうきょうなど はあく
第11条 事業所は利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、
てきせつ そうだん じよげん えんじょ おこな
適切な相談、助言、援助を行います。

けんこうか んり
(健康管理)

だい じょう じ ぎょうしょ つね りようしゃ けんこう じょうきょう ちゅうい けんこう ほ じ てきせつ
第12条 事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切
そ ち こう
な措置を講じます。

じ ぎょうしょ つね りようしゃ かぞく れんけい はか とも いりようき かん れんらくちょうせい つう
2 事業所は、常に利用者の家族との連携を図ると共に、医療機関との連絡調整を通じて
けんこう ほ じ てきせつ しえん おこな
健康保持のための適切な支援を行います。

あんぜんはいりよ ぎ む
(安全配慮義務)

だい じょう じ ぎょうしょ ていきょう りようしゃ せいめい しんたい あんぜんかく ほ はいりよ
第13条 事業所は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、安全確保に配慮す
ひじょうさいがいおよ えいせい かんりなど ひつよう ぐたいてき けいかく れんらくたいせい こう
るとともに、非常災害及び衛生管理等に必要な具体的な計画、連絡体制を講じています。

きんきゅう じ えんじょ
(緊急時の援助)

だい じょう じ ぎょうしょ りようしゃ びょうじょう きゅうへん しょう ばあい ほかひつよう ばあい すみ
第14条 事業所は、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やか
きょうりよくいりようき かんまた りようしゃ してい いりようき かん しんさつ いらい
に協力医療機関又は利用者の指定する医療機関での診察を依頼します。

ぜんこう りようちゅう りようしゃ しんしん じょうたい へんか ばあい りようしゃおよ かぞく してい
2 前項のほか、利用中に利用者の心身の状態が変化した場合、利用者及びその家族が指定
もの たい きんきゅう れんらく
する者に対し緊急に連絡します。

しんたいこうそく きんし
(身体拘束の禁止)

だい じょう じ ぎょうしょ りようしゃまた た りようしゃなど せいめいまた しんたい ほ ご きんきゅう
第15条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを
え ばあい のぞ しんたいてきこうそく たりようしゃ こうどう せいげん こうい おこな
得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行います。

ぎゃくたいぼうし そ ち
(虐待防止のための措置)

だい じょう じ ぎょうしょ りようしゃ しんたいてき せいしんてきくつうなど ぎゃくたい ぼうし せきにんしゃ せつち
第16条 事業所は、利用者に身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、責任者を設置
ていきょうたんとうしゃ ぎゃくたいぼうしけいはつ ていきてき けんしゅう じっし
し、サービス提供担当者に虐待防止啓発のための定期的な研修を実施します。

ひみつ ほ じ
(秘密の保持)

だい じょう じ ぎょうしょ ぎょうむじょう し え りようしゃ かぞくなど ひみつ ほ じ
第17条 事業所は、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持します。

じ ぎょうしょ しゅくいん もの ぎょうむじょう し え りようしゃ かぞくなど ひみつ ほ じ
2 事業所の職員であった者について、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持
しゅくいん あと ひみつ ほ じ むね しゅくいん
させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との
こようけいやく ないよう
雇用契約の内容としています。

じ ぎょうしょ た していしょうがい さー び す じ ぎょうしょなど たい りようしゃ かん じょうほう ていきょう さい
3 事業所は、他の指定障害サービス事業所等に対し、利用者に関する情報を提供する場合
ぶんしよ りようしゃ どうい え
は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ます。

くじょうかいけつ
(苦情解決)

だい じょう りようしゃおよ かぞく じ ぎょうしょ ていきょう かん くじょう ばあい
第18条 利用者及びその家族は、事業所が提供したサービスに関して苦情がある場合は、
じゅうようじ こうせつめいしよ きさい くじょうそうだんたんとうまどぐちおよ だいさんしゃいいん
いつでも「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口及び第三者委員、さらに
いわてけんしゃかいふくしききょうぎかい せっち うんえいてきせいかいいんかいなど くじょう もう た
岩手県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会等に苦情を申し立てることが
できます。

じ ぎょうしょ くじょう もう た とき すみ じじつかんけい ちょうさ けっか かいぜん
2 事業所は、苦情が申し立てられた時は速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の
ひつようせい う む およ ほうほう りようしゃ かぞく ぶんしよ ほうこく
必要性の有無及びその方法について、利用者または家族に文書で報告します。

じ ぎょうしょ りようしゃおよ かぞく くじょうもう た ばあい りゅう りようしゃ
3 事業所は、利用者及びその家族が苦情申し立てをした場合にこれを理由として利用者
たい いっさい さべつたいぐう
に対し、一切の差別待遇をしません。

けいやく しゅうりよう
(契約の終了)

だい じょう りようしゃ していしせつにゆうしよし えん りよう けいやく しゅうりよう ばあい にちいじょう よこく
第19条 利用者は、指定施設入所支援の利用の契約を終了する場合は、30日以上
きかん ぶんしよ じ ぎょうしょ つうち けいやく かいじょ
期間において文書で事業所に通知することによりこの契約を解除することができます。ま
た、事業所もしくはサービス提供担当職員が以下の事項に該当する行為を行った場合に
りようしゃ けいやく かいじょ
は、利用者はただちに契約を解除することができます。

じ ぎょうしょ も ていきょうしゅくいん せいとう りゅう けいやく さだ しやうがいふくし
(1)事業所若しくはサービス提供職員が正当な理由なく契約に定める障害福祉サービス
じっし ばあい
を実施しない場合。

じ ぎょうしょ ひみつ ほ じ しゅひぎむ いはん ばあい
(2)事業所が秘密の保持(守秘義務)に違反した場合。

じ ぎょうしょ しゃかいつうねん いつだつ こうい おこな ばあい
(3)事業所が社会通念に逸脱する行為を行った場合。

た りようしゃ りようしゃ せいめい しんたい ざいぶつ しんよう きず ばあい きず おそ
(4)他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れが
ばあい じ ぎょうしょ てきせつ たいおう ばあい
ある場合において事業所が適切な対応をとらない場合。

じ ぎょうしょ え じじょう ばあい りようしゃ たい にちかん よこくきかん お
2 事業所は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間を置
りゅう しめ ぶんしよ つうち けいやく かいじょ ただ
て、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。但し
りようしゃ い か じゅう がいとう ばあい けいやく かいじょ
利用者が以下の事由に該当する場合には、ただちに契約を解除することができます。

りようしゃ じ ぎょうしょ しはら りようりようきん かげつじじょうたいのう きかん さだ
(1)利用者が事業所に支払うべきサービスの利用料金を3ヵ月以上滞納し期間を定めた

さいさん さいこく しはら ばあい
再三の催告にもかかわらず支払わない場合。

(2) 利用者が、故意又は重大な過失により事業所もしくはサービス提供職員に生命・
身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じ
させ、その状況の改善が見込めない場合。

(3) 職員や事業所に対して利用者やその家族等による迷惑行為により適切なサービスの
提供が困難であると判断した場合。

(4) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めた場合。

(5) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることができない場合。

(6) 利用者が連続して3ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合または
現に連続して3ヶ月を超えて入院した場合。

(7) 利用者が死亡した場合。

そんがいばいしょう (損害賠償)

第20条 事業所は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに関係市町村
及び利用者の家族などに連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置につ
いて記録します。

2 事業所は、サービスを提供するにあたって、事業所の責と帰すべき事由により利用者に
損害を与えた場合には、速やかに賠償します。

みもとほしょうにん (身元保証人)

第21条 事業所は、利用者に対し、身元保証人を求めることがあります。但し、利用者に身元
保証人をたてることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

2 身元保証人は、次の各号の責任を負います。

(1) 利用者の責により事業所に損害を与えた場合、利用者と連携し当該損害を賠償するこ
と。

(2) 契約解除又は契約終了の場合、利用者の状態に見合った適切な受入れ先確保に努め
ること。

きようぎこう (協議事項)

第22条 契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業所は、障がい
者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の関係諸法令の定めるとこ
ろに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

じょうき けいやく しょう ほんしょ ふう さくせい りようしゃ じぎょうしょ きめいなついでん かく ふう
上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業所が記名捺印のうえ、各1通を
ほゆう
保有するものとします。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

じぎょうしょ
事業所

しょうざい ち いわ て けんみや こ し さきくわ がさきだい ちわり ばんち
所在地 岩手県宮古市崎鋤ヶ崎第4地割1番地42

めいしょう しょうがいじ しゃいつたいがたし せつ あらた さと
名称 障害児・者一体型施設 新たな郷わかたけ
しょうがいじにゆうしょし せつ
障害児入所施設かあむ

せつめいしゃ いん
説明者 印

りようしゃ
利用者

じゅうしょ
住所

しめい いん
氏名 印

だいりにん
代理人

じゅうしょ
住所

しめい いん
氏名 印

つづきがら
続柄

ベツシ
(別紙1)

こじんじょうほうしようどういしょ
個人情報使用同意書

わたしじしんおよ かぞく こじんじょうほう けいかく そ えんかつ
私自身及び家族の個人情報については、サービス計画に沿って円滑に
サービスを提供する為に実施される事業所内におけるサービス会議、他の
事業所との私の利用するサービスに係る連絡調整において必要な場合、
緊急時における病院等への情報提供等、必要最小限の範囲において
個人情報を使用することに同意します。

しょうがいじにゆうしょしせつ
障害児入所施設かあむ 殿

れいわ ねん がつ にち
令和 7 年 月 日

りようしゃ
利用者

じゅうしょ
住所

しめい
氏名

いん
印

だいりにん
代理人

じゅうしょ
住所

しめい
氏名

いん
印

つづきがら
続柄